

山梨県教育振興基本計画（仮称）について

目次

はじめに

第1章 計画策定の基本的な考え方

| | |
|-----------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の性格 | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |

第2章 教育を取り巻く社会の状況

| | |
|--------------------------|---|
| 1 人口減少と高齢化の進展 | 3 |
| 2 グローバル化の進展 | 4 |
| 3 超スマート社会（Society5.0）の到来 | 5 |
| 4 家庭環境や地域社会の変化 | 6 |
| 5 安全・安心に対する意識の高まり | 7 |
| 6 多様な学びの必要性の高まり | 8 |
| 7 未来への希望 | 9 |

第3章 本県教育の現状と課題

| | |
|---------|----|
| 基本方針 1 | 11 |
| 基本方針 2 | 14 |
| 基本方針 3 | 16 |
| 基本方針 4 | 18 |
| 基本方針 5 | 20 |
| 基本方針 6 | 22 |
| 基本方針 7 | 23 |
| 基本方針 8 | 25 |
| 基本方針 9 | 27 |
| 基本方針 10 | 28 |

第4章 本県教育の目指す方向

| | |
|--------|----|
| 1 基本理念 | 29 |
| 2 基本目標 | 31 |
| 3 施策体系 | 32 |

第5章 施策の具体的方向

- ◆基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現 . . .
 - 基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します . .
 - 基本方針2 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します
.
 - 基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します . .

- ◆基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開 . .
 - 基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します . .
 - 基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます
.

- ◆基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備 . . .
 - 基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます . .
 - 基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります . .

第6章 進捗状況の点検及び見直し

| | |
|-------------------|--|
| 1 進捗状況の点検及び計画の見直し | |
| 2 目標となる指標一覧 | |

資 料

| | |
|--------------|--|
| 1 策定委員会の審議経過 | |
| 2 策定委員会委員名簿 | |

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

教育基本法の改正(2006(平成 18)年 12 月)により、国においては 5 年ごとに教育振興基本計画(以下、国計画)を策定し、2018(平成 30)年 6 月に第 3 期国計画が閣議決定されました。本県においても、国計画を参酌し、2009(平成 21)年に「やまなしの教育振興プラン」を、2014(平成 26)年に「新やまなしの教育振興プラン」をそれぞれ策定し、10 年間にわたり本県の実情を踏まえた各種教育施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、人口減少や高齢化をはじめ、高度情報化やグローバル化の急速な進展等、社会情勢はめまぐるしく変動し、更には家庭環境や地域社会の変化、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性の高まりといった教育に関わる変化も大きくなっています。また、2017(平成 29)年には、学習指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程の実現が求められています。

こうした中、本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にすることが必要となっています。

このような考え方の下、新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画です。

教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 . 計画の性格

この計画は、今後の本県教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。

また、この計画は、市町村や教育団体に対しては、県と一体となった施策の推進を期待し、県民に対しては、本県教育の目標や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

4 . 計画の期間

この計画の対象とする期間は、2019(平成 31) 年度を初年度とし、2023(平成 35) 年度を目標年度とする 5 年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少と高齢化の進展

- 急激な人口減少に直面している日本の人口は、2008(平成 20)年をピークとして減少傾向にあり、2030(平成 42)年には 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が総人口の 3 割を超え、**高齢化**が予想されています。本県の人口は、2000(平成 12)年の約 89 万人をピークに、その後減少に転じ、2018(平成 30)年 4 月には約 82 万人となっています。
- また、東京一極集中の傾向が加速し、日本の全人口の 4 分の 1 以上が東京圏に集中しています。東京圏に隣接する本県は、就職を契機とした若年層の県外転出が多く、東京圏の大学等に進学した本県出身学生の U ターン率も 3 割となっています。
- 急激な人口減少の進展により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少等が予想され、これらに係る負担をどのように補うのか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが今後も重要な課題となっています。
- 人口減少社会の進展は、それまでの右肩上がりの社会経済を前提とした社会システムの見直しを迫るとともに、物質的な豊かさを優先してきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけています。

これからの教育に求められること

- **人口減少が進展することにより、将来的に労働人口の減少が危惧されています。急速な技術革新によりこれまで人間が行っていた多くの作業を AI（人工知能）やロボットが担うとも言われていますが、AI やロボットには、作業の目的を自力で設定することはできません。いかに複雑な状況であっても、その状況を理解した上で適切な目的を導き出し決定できるのは人間だけです。複雑で予測困難な時代、社会の変化に主体的に向き合い、自ら問いを立て、他者と協働しながら、よりよく問題を解決する「生きる力」を育むことがより一層求められています。**
- 日本では、人口減少の一方で長寿化が進み、人生 100 年時代が予想されています。これまで「教育・仕事・老後」といった単線型の生き方から、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら自ら学習し、地域社会の課題解決に取り組む複線型の生き方が一般的になると考えられています。これからの時代、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだことを生かすことができる社会づくりの推進が求められます。

2 グローバル化の進展

- グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが世界から求められています。
- 本県においても、富士山が世界文化遺産登録された 2013(平成 25)年以降、外国人延べ宿泊者数が増加し、2017(平成 29)年には約 153 万人にのぼるとともに、果物やワイン等の海外市場への展開を目指した取組も行われています。また、高い技術を誇る機械電子産業の集積に加え、国内外で更なるニーズの高まりが見込まれる医療機器や水素・燃料電池といった成長産業への企業参入が進みつつあります。
- 今後、グローバル化への対応が至るところで求められることとなりますが、グローバルな視点だけではなく、併せて自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も進める必要があります。

これからの教育に求められること

- 2015(平成 27)年に国連総会において、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。環境、経済、社会だけではなく平和やエネルギー等の課題に対して 17 の「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体(国、地方公共団体、企業、市民)によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語活動の小学校中学年への導入や高学年での教科化を含め、小・中・高等学校を通じた外国語教育のさらなる充実を図るため新学習指導要領の着実な実施及び異校種間の連携等を促進する必要があります。
- 本県においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、更には世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある若者たちが海外留学の機会を得られるよう支援が必要です。また、本県で暮らす外国人や、東京オリンピック・パラリンピックを契機に訪れる外国人との交流を図り、生活、文化、伝統等について、互いに理解し尊重し合える機会をつくることも必要です。

3 超スマート社会（Society 5.0）の到来

- 21 世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となっているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることです。
- とりわけ、技術革新により開発が進んだ AI が様々な判断を行ったり、身近なモノの働きがインターネット経由で最適化されたりする超スマート社会（Society5.0）の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。この超スマート社会が到来することにより、「AI が人間の仕事を奪うのではないか」といった不安の声もあり、それを裏付けるような未来予測も多く発表されています。
- 更に超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のサービスを生み出すことができる人材の育成が求められています。

これからの教育に求められること

- 仕事をはじめ、家事や余暇、生涯学習等、あらゆる活動においてコンピュータ等の情報機器を使い、情報を収集・選択・活用して適切に問題の解決を図る情報活用能力が、だれにも求められる時代が迫っています。このように、どのような職業に就くとしても、あらゆる活動においてコンピュータ等の活用が求められる社会を生きる子供たちにとって、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることが求められます。
- AI・IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ等により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず専門分野の枠を超えた教科等横断的な調和のとれた学習を通して、幅広い知識と教養を身に付けることにより、問題を発見し解決する能力を育む必要があります。
- スマートフォン等の普及に伴い、子供たちは、インターネット上にあふれる違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや有害サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを介した被害が増加しているだけでなく、他者の個人情報や漏らしたり、傷付ける言葉をインターネットに公開してしまったりするなど、利用者自身が加害者ともなる危険もはらんでいます。技術がいかに進歩しようとも、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、これまで以上に相手を思いやる意識を強く持ち、安全で正しい利用がなされるよう、情報モラルを高める教育の必要性が高まっています。

4 家庭環境や地域社会の変化

- 全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自制心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供たちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。
- 核家族や一人親家庭が増え、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。
- 本県は、地域社会のつながりが比較的強いと言われていますが、2018(平成 30)年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「地域での大人と子供の関わりが、以前より少なくなっている」とする回答が 38.4%でした。「以前より多くなっている」とする回答が 8.3%であることを考え合わせると、地域社会での人々のつながりが希薄化しつつあると受け止められていることがうかがえます。

これからの教育に求められること

- 日々、繰り返される保護者と子供との会話やスキンシップは、子供にとって安心感や家庭への愛着を生み、家庭教育の基盤をつくる大切な営みです。しかし、家庭を取り巻く環境の変化から家庭状況が多様化し、子供との時間確保が難しい、または、身近に相談相手がいないといった理由から、家庭教育に不安を抱える保護者も増えています。立場の同じ保護者の集まりである PTA や子育て経験者等の地域の人材が連携・協働して、子育てに関する相談の機会を設けるなどの家庭の孤立を防ぐ支援が求められます。
- 子供たちは、地域行事やボランティア活動への参加をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことができます。学校には、豊かな教育資源を持つ地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりが求められています。学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つ好循環を目指すことが、地域人材を育てる観点から重要です。
- 人と人とのつながりの回復に向けて、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きいと言えます。文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、共に生きる社会の基盤を形成するものです。一方、スポーツは心身の健康の保持増進ばかりでなく、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。また、学校側の視点からは、文化芸術・スポーツに秀でた地域の方々に部活動指導員として加わっていただくことで、生徒が専門的な指導を受けられるだけでなく、その間、教員は教材研究や生徒指導等に力を注ぐことができます。地域との連携の充実はもとより、各職種の専門性が発揮できる「チームとしての学校」の推進にもつながることが期待されます。

5 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う未曾有の大災害となり、生命、財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。本県では、以前から学校施設の耐震化など、南海トラフ地震等への備えが進められていますが、富士山噴火等も懸念されています。このことから、自助、共助、公助が効果的に機能し、県民総ぐるみで防災・減災に取り組むことにより、災害に強い山梨県を実現するために、2018(平成30)年4月に山梨県防災基本条例を制定しました。また、2014(平成26)年の記録的な雪害時に各地域で見られた地域住民による雪かき等の助け合いは、本県に人々をつなぎ支え合う共助の精神が維持されていることを教えてくれました。
- 自然災害ばかりではなく、人々の安全が脅かされる事件・事故も全国的に多発しております。特に子供や女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。犯罪や事故の起きにくい社会づくり、子供たちの人権がしっかりと擁護された社会づくり、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが期待されています。
- 心身ともに成長過程にある子供たちの人間関係は些細な事でバランスを崩しやすく、この不安定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が依然として発生しています。子供たちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を過ごすことができるように、学校・家庭・地域の連携はもとより、教員が一人一人の子供と向き合うことのできる時間と心のゆとりが生まれるよう、教育環境の改善が求められています。

これからの教育に求められること

- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備や学校安全計画・危険等発生時対処要領を不断に見直すなど、継続的な取組が必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進を図る必要があります。
- 大規模地震や火災だけではなく、**弾道ミサイル**や凶悪犯罪等、子供たちを取り巻く多様な危険を的確に捉え、家庭、地域、警察・消防等の関係機関とも連携・協働しながら、子供たちの発達段階や地域の特性に応じた安全・安心を守る取組を、全ての学校において推進する必要があります。また、その際には、カリキュラム・マネジメントによる系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、併せて教員が各キャリアステージで必要とされる学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修の実施が求められます。
- 教員が多様な子供たちの状況に的確に対応する環境を整える必要があることから、学校現場における業務の適正化等、多忙化の改善を進める必要があります。特に2017(平成29)年度に本県において導入した放課後に会議等を設定しない「きずなの日」を活用することで、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、いじめの未然防止等につながる子供に寄り添ったきめ細やかな指導を図ることが求められます。

6 多様な学びの必要性の高まり

- 子供の相対的貧困率の低下が見られるものの、子供の貧困は、引き続き課題であり、家庭の経済事情が、進学率や学力、体験の豊かさなどに影響を及ぼしていると指摘されています。学校教育が個々の家庭の経済状況を乗り越えて、子供たちに必要な力を育てていくために有効な取組を展開していくこと、学び直しの充実等を通じ、育むべき力を確実に身に付けられるようにしていくことが期待されています。
- 特別支援教育の対象となる子供は増加傾向にあります。全ての学校や学級に発達障害を含めた特別な支援が必要な子供たちが在籍していることを前提に、一人一人の障害の状態や発達の状況に応じた指導や支援により、その力を伸ばしていくことが課題となっています。
- 外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるなどの、外国につながるのある子供たちは増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化している状況にあります。こうした子供たちが、一人一人の日本語の能力に応じた指導を受け、学習や生活の基礎を培うための支援を受ける必要性が増しています。
- 人生 100 年時代においては、生涯の様々なステージで必要となる資質・能力を身に付け、発揮することが重要になります。だれもが何歳になっても学び直し、新しいことにチャレンジでき、家庭の事情にかかわらず、それぞれの夢に向かい努力できるよう一人一人の可能性とチャンスを最大化すべく環境を整える必要があります。

これからの教育に求められること

- 子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本県では 2016(平成 28)年 3 月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援を県、市町村、関係支援団体と連携・協働し推進しています。今後も、学校をプラットフォームとする総合的な支援が必要です。
- インクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びや交流・体験を確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の状況に応じた指導や支援を充実させる必要があります。
- 外国籍の子供や帰国子女の海外における学習・生活体験を尊重しながら、学校への円滑な適応を図るため、一人一人の子供の状況に応じた日本語指導と、その日本語指導を行う教員のための実践的な研修が必要です。また、子供の貧困等の他、特別な配慮を必要とする全ての子供たちにも同様に、一人一人の状況に応じた指導や支援が必要です。
- これまでに学習した知識や技能が、次の学習や日常生活とつながり、活用できた経験は、驚きや喜びだけではなく、次の学びへの活力にもなります。人生 100 年時代を見据えた生涯学習では、身に付けた知識・技能等を家庭や地域、余暇や仕事の場面で活用し、その経験を更に次の学びに生かす姿、言わば「学び」と「活用」が循環する生涯学習の形が求められます。

7 未来への希望

- 山梨県は世界文化遺産の富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父など国内屈指の名峰に囲まれ、山々に降る雨雪は長い時を経て名水となり我々に豊かな恵みを与えてくれています。豊かな自然を生かした多様な自然エネルギーや世界に誇る観光資源、偉大な先人達が育てた特色ある地場産業や最先端の高度なものづくり産業等、世界に誇るべき環境のなか、健康に生活できる期間を表す健康寿命は、全国トップクラスにあります。
- 2018(平成 30)年度の全国学力・学習状況調査(小6・中3対象)における質問紙調査の結果によると、「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、肯定的な回答をした本県の児童は 86.1%(全国 84.0%)、生徒は 83.9%(全国 78.8%)、「将来の夢や目標を持っていますか」に対し、肯定的な回答をした本県の児童は 88.2%(全国 85.1%)、生徒は 75.5%(全国 72.4%)、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」に対し、肯定的な回答をした本県の児童は 68.4%(全国 63.8%)、生徒は 68.3%(全国 59.3%)となっています。
- 2020(平成 32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、また中部横断自動車道の開通、リニア中央新幹線の開業により、国内外との交流が活発になることが予想されます。交流を通じた地域の活性化を進めるとともに、「多様な人々が共に生きる社会」の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを、子供たちが培う契機としていかななくてはなりません。
- 変化の激しい時代だからこそ、子供たちは、受け身ではなく変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し、実現したりすることができます。2020(平成 32)年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面实施となります。各学校は、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むための「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。更に、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図るためには、多様な学習を主体的に行い、その学習成果を社会に生かすことが期待されています。

これからの教育に求められること

- 急速に技術革新が進展する中、人工知能にはない人間ならではの感性や創造性が果たす役割の重要性が増しています。私たちは、やまなしの豊かな自然、文化、歴史、産業はもちろんのこと、身近な人々からも感性や創造性への影響を受けています。やまなしの恵まれた環境、特に学校を核とするコミュニティは、子供の感性や創造性を更に磨き育む身近で豊かな環境となることが期待されます。
- かけがえのない一人一人が、個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習が必要です。併せて、一人一人の個性や能力を認め合い、それぞれの長所を生かして、共に支え合い、高め合い、よりよい社会づくりに向けて「協働」し、新たな価値を「創造」する教育の推進が求められます。

第3章 本県教育の現状と課題

計画策定にあたっては、2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度までの 5 年間で計画の期間とする「新やまなしの教育振興プラン」における検証結果を十分に踏まえる必要があります。

本章は、本県教育の現状と課題を「新やまなしの教育振興プラン」の施策の体系に沿ってまとめたものです。

基本方針 1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します（社会を生き抜く力）

(1) キャリア教育・職業教育の充実

- 子供たち一人一人に生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、社会人・職業人としての自立を促すことを目標に、体系的・系統的なキャリア教育を推進しました。
- 本県における中学校での職場体験の実施率は 100%(2017(平成 29)年度)となっています。また、高等学校でのインターンシップ実施率は 93.1%(2017(平成 29)年度)となっています。
- 新学習指導要領では、キャリア教育を効果的に展開していくため、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていくことに加え、小・中学校・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に一人一人のキャリア形成と自己実現に関する内容が位置づけられていることから、校種間のつながりに留意し、一人一人の主体的な意思決定を大切に集団宿泊体験活動、職場体験活動等を、より一層充実させた取組の推進が必要です。

(2) 国際教育の推進

- グローバル化に対応できる国際的な視野を持った人材を育成するため、国際的に通用する大学入学資格が取得できる国際バカロレア（IB）プログラムを山梨学院高等学校が 2017(平成 29)年 2 月に導入し、県内初の認定校となりました。県立では甲府西高等学校への導入を決定し、認定に向けて取り組んでいます。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳等、県内の有能な人材を有効に活用し、市町村と連携を図りながら、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行い、学校生活への適応と学力向上に取り組みました。（日本語指導が必要な児童生徒数 380 人(2017(平成 29)年度)）
- 日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、学校全体で関わることの重要性や、効果的な指導の在り方について各学校へ周知する必要があります。

(3) 外国語教育の充実

- 外国語によるコミュニケーション能力の向上と学力の伸長により、日本や世界に貢献できる人材を育成することを目標に、取組を進めてきました。推進するための手立てとして、教員に対しては、「英語教育推進リーダー研修会」や「英語運用力スキルアップ研修会」を実施しました。
- 2015(平成 27)年度から 3 年間、「外国語教育強化地域拠点事業（文部科学省受託事業）」を実施し、県内 5 地域で、小・中学校・高等学校の連携及び小学校外国語教科化に向けた研究に取り組ましました。
- 全ての中・高等学校において外国語教育の指導改善を図るため、「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の具体化、及び 4 技能の総合的な育成に向けての授業改善を継続して取り組む必要があります。

(4)海外留学等の充実

- A L T（外国語指導助手）の活用をとおして、生きた英語に触れる機会を創出し、グローバル人材の育成を図りました。
- 中学生や高校生に海外への関心を高めさせるとともに、国際的な視野を育むため、学校における異文化交流に取り組み、生きた英語に触れる機会を創出する必要があります。

(5)伝統・文化に関する教育の推進

- 博物館などの県内文化施設において、様々な展示や教育普及活動の充実、また、貸館施設での文化芸術活動の発表の場をとおして、伝統文化の継承と文化芸術の創造を図ってきました。
- 地域教材や地域人材を活用した学習が多くの学校で定着してきたことに加え、新しい郷土学習教材「ふるさと山梨」が発刊されるなど、児童生徒の地域に対する興味や関心が高まってきています。また、新学習指導要領の基本理念「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す中で、「地域資源の活用」を重視したカリキュラム・マネジメントの必要性が高まります。今後も、地域に目を向け、地域と関わり、地域の中で学ぶことができる環境を整備し、郷土への愛着を更に深めるような取組が求められます。

(6)環境教育の充実

- 環境教育の推進については、多くの学校で教育目標や重点目標に位置づけられ、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて系統的・計画的に取り組みました。
- 環境教育の推進に向けては、ESD（持続可能な開発のための教育）環境教育プログラムの利用促進を図る必要があります。

(7)命を守る安全・防災教育の充実

- 各学校においては、南海トラフ地震等に備え、児童生徒自らが主体的に避難する行動力を身に付けるため避難訓練を実施するとともに、各学校や地域の実情に応じた防災訓練を実施しました。また、「学校防災管理マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を活用して、防災計画を作成し校内の防災体制を整備するとともに、「山梨県学校防災指針」等を活用した防災教育を推進しました。
- 防災教育を担当する教員を対象とした「防災教室講習会」、「地震防災対策研修会」、「新防災リーダー研修会」等を開催し、学校における防災教育の指針である「山梨県学校防災指針」の普及と最新知識の伝達を行うなど、防災教育の取組を推進してきました。引き続き、防災教育を始めとした安全教育を担当する教員の指導力向上を図り、学校における安全・安心の確保とその充実に取り組んでいく必要があります。

(8)情報教育の充実と ICT 環境の整備

- 教員が I C T 機器等を利用して教科指導や校務処理を円滑に行うための知識や技術を習得できるように、「ICT 機器活用研修会」を開催するとともに、経年研修（初任者・中堅）のプログラムとして、ICT 関連の研修を実施しました。
- 全ての学校で情報モラル教育に係る年間指導計画を作成するとともに、情報モラル推進者研修会等を実施し、情報モラル教育の推進を図りました。
- 教員の I C T を活用した指導力の向上を図るとともに、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を促進するため、I C T を活用した教育に取り組む必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|---|----------|--------|-----------|
| キャリア教育に関する年間指導計画を作成している学校の割合 | 小 63% | 小 100% | 小 (100%) |
| | 中 49% | 中 100% | 中 (100%) |
| 各体験プログラムの「生徒評価シート」において「有意義であった」と回答した生徒の割合 | - | 高 90% | 高 (90%) |
| 工業系高校2・3年生の技能検定等の資格取得者延べ人数の割合 | 高 53.9% | 高 65% | 高 82.0% |
| 郷土学習実施状況調査における郷土学習教材を活用して郷土学習を実施している学校の割合 | 小 96% | 小 100% | 小 (100%) |
| | 中 87% | 中 100% | 中 (100%) |
| 「山梨に生きる」活用状況アンケートにおける教材「山梨に生きる」を活用している高校の割合 | 高 72.2% | 高 80% | 高 69.0% |
| 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合 | 小 65.0% | 小 70% | 小 (77.1%) |
| | 中 62.1% | 中 70% | 中 (67.7%) |
| | 高 63.1% | 高 75% | 高 (68.0%) |
| 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における情報モラルなどを指導する能力を持つ教員の割合 | 小 76.6% | 小 80% | 小 (83.4%) |
| | 中 72.7% | 中 80% | 中 (79.4%) |
| | 高 68.6% | 高 80% | 高 (79.6%) |

※ 2017(H29)年度実績値が入られない指標については、2016(H28)年度実績値を（ ）書きで表記しています。

基本方針 2 確かな学力と自立する力を育成します（知）

(1)基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進

- ICT 活用学力向上実証研究事業の実践研究校による研究の推進や検討会議等を開催するなど、教員の指導力向上を図りました。
- 情報化やグローバル化が進展するなか、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得等、確かな学力を身に付けさせる必要があります。

(2)思考力・判断力・表現力等の育成

- 言語活動の推進に取り組み、「言語活動ハンドブック」等の資料作成と活用推進に努め、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図りました。
- 学習課題を自分の課題として捉え、自分の言葉で学習を振り返る学習を通じ、達成感や自己肯定感を更に向上させるとともに、様々なテキストに親しみ、それらを読み解き・活用するなどの思考力や表現力を向上させる取組が必要です。

(3)主体的に学ぶ態度の育成

- 学力向上フォーラムを開催し、講師による講演や実践発表を通じ、新学習指導要領の趣旨の周知に努めるとともに、教員のための授業づくりの7つの視点として、「やまなしスタンダード」を作成し、合同指導主事研修等を活用し、「目標の共有」「活用・探究」「振り返り」等について組織的に研究を深め、学校訪問時における指導助言に活かす取組を実施しました。
- 「評価＝学期末に成績表などで示される総括的評価」という意識が依然として強く、児童生徒の学びの過程を見取る意識が低いため、その過程における主体的・対話的で深い学びを視点とした授業評価及び評価を活用した授業改善について、研究を進める必要があります。
- 基礎学力の定着を目指した授業改善等の取組により、児童生徒の学習意欲が高まっています。引き続き、学ぶ意欲や課題発見・課題解決能力の向上を目指し、取組を推進していくことが大切です

(4)言語活動の充実

- 教科等のねらいを明確にした上で言語活動を指導計画に位置付けた学校が増加しており、小学校は94.3%（全国93.3%）、中学校では100.0%（全国90.5%）となっています。しかし、新聞を読んでいると回答した児童生徒は、小学生18.8%（全国21.0%）、中学生14.2%（全国14.9%）となっており、全国と比較するとやや低いのが現状です。
- 新聞などの様々なテキストを用いて読解力を向上させることが必要ですが、言語活動が「型」として理解され、活動を通じた資質・能力の育成の視点が不足しています。

(5)理数教育の充実

- S S H 指定校である、甲府南高等学校、韭崎高等学校、日川高等学校、巨摩高等学校、甲陵高等学校、山梨英和高等学校は、各校とも課題研究等に取り組むなど、本県の理数教育を強力に牽引する存在となっています。
- 2013(平成 25)年度から、科学の甲子園ジュニア山梨県大会を毎年開催しており、2017(平成 29)年度からは全国大会につながる A 部門と科学を楽しむ B 部門を設定し、理数学習の機会の提供を通じ、児童

生徒の科学への興味関心を高める取組を推進しました。2017(平成 29)年度の参加チーム数は 31 チーム。

- SSH 指定校や科学の甲子園山梨県大会等の実績を継続するとともに、このことで得られた成果を県内に広く普及することが必要です。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|---|----------------|--------|----------|
| 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における「国語と算数・数学の勉強は好きだ」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えている児童生徒の割合 | (H25) 59.4% | 65% | 62.0% |
| 言語活動の充実に関わる教員の研修会のアンケートにおける満足度（有用感）の割合 | 93.9% | 96% | (96.2%) |
| 「山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会」で毎年出している「学校図書館白書」の「図書館利用統計」のうち、図書館の授業利用時間数 | 100 時間 | 120 時間 | (119 時間) |
| 参加生徒のアンケートにおいて、「科学への興味関心が高まり、今後の学習意欲が向上した」と回答した生徒の割合 | 高 92.1% | 高 95% | 高 95.0% |

基本方針 3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します (徳)

(1) 道徳教育の推進

- 学校教育においては、道徳教育推進教師を対象とした研修を実施し、各校における道徳教育の推進体制を整えました。
- 2018(平成 30)年度、小学校において、「特別の教科 道徳」が完全実施となり、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成するため、「考える道徳」、「議論する道徳」へ転換を図る必要があります。また、教員が道徳の教科化についての理解を深め、指導力向上を図る必要があります。

(2) しなやかな心の育成プロジェクトの実施

- 「しなやかな心の育成プロジェクト」をとおして、いじめや不登校など児童生徒の健全な成長に関わる問題の解決に向けて、子供たちに自己肯定感を基盤とした他者を思いやる心、困難や挫折に直面しても諦めない心など豊かな人間性を育むため、学校における道徳教育の充実とともに、学校、保護者、地域と連携した取組を進めてきました。
- 今後も、家族そろっての遊びや運動、読書活動などをおして、学校や家庭、地域が連携した活動を奨励し、人間関係や社会性の育成、豊かな情操を育む活動の充実を図る必要があります。

(3) 豊かな体験活動の推進

- 各校において、ワークキャリア体験事業・社会参画体験事業をおして、職業観・勤労観の育成、あるいは主権者意識や国際的視野の育成に努めてきました。また、「やまなし少年海洋道中」や「やまなし学校応援団育成事業」等、様々な体験の機会を提供することで地域に貢献できる人材の育成に取り組みました。

(4) 読書活動の充実

- 学校図書館や図書館資料の活用や新聞等の情報を活用するなど、読書活動を取り入れた授業を多く実施することにより、読書活動の充実を図りました。

(5) いじめ・不登校対策の充実

- 学校・家庭・地域、関係機関が連携した支援体制が整備され、不登校児童生徒の状況が改善されること、子供たちが、安心して登校し、学校生活を送ることができることを目標に、取組を進めてきました。
- 引き続き、学校・家庭・地域、関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのより一層の活用を推進し、いじめ・不登校等の生徒指導・相談支援の充実を図る必要があります。

(6) 生徒指導の充実

- 問題行動の未然防止という観点から、わかる授業づくりを始め、道徳や学級活動の時間を活用した人間関係づくり、人権の尊重・正義感や命の大切さ等を取り上げた教育の充実、体験活動やボランティア活動等、魅力ある学校・学級づくりを推進してきました。また、児童生徒の問題行動の未然防止や発生時に迅速に対応するため、必要に応じて警察と連携するなど関係機関との連携も図りました。
- 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、教員の指導力をより高めるための研修内容の充実に向けて取り組む必要があります。

(7)教育相談の充実

- 面接相談及び相談電話「いじめ・不登校ホットライン」の設置により、教育相談体制の充実を図りました。
- スクールカウンセラーのより効果的な活用など、学校内における教育相談体制をコーディネートする教員の力量が求められていることから、教員の資質向上を図るための研修を充実させる必要があります。また、学校だけでなく医療や福祉機関等と連携を図るためにも、教育相談体制をコーディネートする教員は、より高い専門性が求められています。

(8)人権教育の充実

- 学校の教育活動全般を通じて、人権尊重の精神を培う教育を推進しました。
- いじめの根絶を目指すなど様々な人権に関する課題に対応するために、引き続き指導内容や指導方法の工夫・改善を行うとともに、電子メールや SNS などにおける誹謗中傷、有害情報の掲載、写真の無断使用などインターネット上で発生している人権に関わる問題への対応も必要です。

(9)福祉教育の充実

- 福祉施設の職員による講話、福祉・介護施設や保育園での職場体験やボランティア活動等をととして、他者を思いやる心の育成に取り組みました。
- 共に生きる力を育成するため、乳幼児、高齢者、障害者との交流の機会と協力団体の確保が求められています。

(10)博学連携の推進

- 博物館などの文化施設と学校教育の連携が進むように、県内の文化施設でも多彩な学習プログラムの提供を行ってきました。
- 学校と博物館などの文化施設との連携を一層進め、郷土や文化、芸術活動への深い理解を図る必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|--|-----------|-----------|------------|
| 「国語力・読解力育成の取組状況に関するアンケート調査」における児童生徒 1 人当たりの学校図書館からの貸出冊数（1ヶ月平均） | 小・中 6.6 冊 | 小・中 7 冊 | 小・中 7.2 冊 |
| 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校のいじめの解消率 | 小・中 83.6% | 小・中 94.5% | 小・中(94.9%) |
| | 高 76.6% | 高 91.2% | 高 (90.2%) |
| 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校の不登校児童生徒の再登校率 | 小・中 21.9% | 小・中 25.0% | 小・中(24.7%) |
| | 高 41.9% | 高 45.0% | 高 (29.3%) |

基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します（体）

(1)子供のスポーツ機会の充実

- 学校における体育活動の中で、新体力テストの結果を基に各校において「健康体力づくり一校一実践運動」に取り組むとともに、「地域で取り組む元気アップ事業」や「目指せ!やまなしチャンピオン事業」の充実を図り、子供の運動機会の確保に努めてきました。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、本県の児童生徒は、依然として、全国平均値を下回っている測定種目があることから、引き続き、運動機会を確保する事業を推進し、体力の向上につなげていく必要があります。

(2)健やかな身体の育成

- 養護教諭研修会や食育推進一校一実践などの取り組みを進め、望ましい生活習慣の定着に努めてきました。
- 「学校保健統計調査」等の結果によれば、本県の肥満傾向児の割合が高くなっています。また、朝食未摂取の割合は全国平均よりは低いものの、計画目標値に届かない状況にあるため、引き続き、食育の推進を図ることで、望ましい生活習慣を形成することが必要です。

(3)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- スポーツ推進委員、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等が連携・協働し、県民のスポーツ活動への参加の機会を充実してきたことにより、1年間に一度もスポーツをしない者の割合の目標値である20%を達成しました。
- 引き続き、関係機関の連携・協働を強めることにより、運動をしたくてもできなかった人々を中心に、運動やスポーツに親しむことができる取組を増やすとともに、既にスポーツを行っている人々については、実施頻度の更なる向上を目指す必要があります。

(4)住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- 市町村における総合型地域スポーツクラブの設置目標を100%として取組を進めてきましたが、設置率は88.9%となっています。
- 設立済みクラブの育成や活動について充実を図り、住民が日常的にスポーツ活動に参画できる環境を整備していく必要があります。

(5)競技力の向上

- 優秀選手の発掘・育成・強化を効果的に推進するため、ジュニアアスリートトータルサポート事業などにより、一貫指導体制の確立に努めてきました。
- 関係団体や地域と連携したジュニア世代の発掘やジュニア育成から中・長期的展望に立った一貫した指導が出来る体制の整備を継続し、競技力向上を図っていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|--|---------------------|----------------------|---------------------|
| 「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生(4・5・6年生)の割合 | 男 59.3% | 男 65.0% | 男 60.7% |
| | 女 34.1% | 女 40.0% | 女 38.1% |
| 1年間に一度もスポーツをしない者の割合 | 40.5% | 20.0% | 20.0% |
| 「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における朝食を毎日食べる子供の割合 小学6年,中学3年,高校3年（全日制） | 小男 91.1% | 小男 95.0% | 小男 89.6% |
| | 小女 91.7% | 小女 95.0% | 小女 89.1% |
| | 中男 85.7% | 中男 90.0% | 中男 84.2% |
| | 中女 87.5% | 中女 90.0% | 中女 84.2% |
| | 高男 79.7% | 高男 85.0% | 高男 81.9% |
| | 高女 85.8% | 高女 88.0% | 高女 84.0% |
| 国民体育大会における天皇杯 900 点台順位 20 位台 | 得点 751 点 順位 41 位 | 得点 900 点 順位 20 位台 | 得点 954 点 順位 23 位 |

基本方針 5 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます (特別支援教育の充実)

(1)特別支援学校における支援体制の整備

- 「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、特別支援学校における支援体制の整備や就学前小・中学校・高等学校における特別支援教育の充実など、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行える体制づくりを図ることを目標に、取組を進めてきました。
- 2016(平成 28)年 11 月に策定された「子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想」により、総合拠点内に新たに設置する児童心理治療施設に入所、通所する子どもに対し、学校教育を提供するため特別支援学校本校を設置することとし、2020(平成 32)年 4 月の開校に向けて、関係機関と連携を図りながら取組を進めています。
- 就労支援コーディネーターによる企業開拓及び企業側と生徒双方のニーズのすり合わせやマッチングを行った結果、生徒の就労率が上昇しました。引き続き、新たな現場実習先の開拓や関係機関との連携の強化に向けた取組を行っていくとともに、生徒の就労意欲を更に高められるよう、職業能力技能検定の実施導入など、指導の充実を図っていく必要があります。

(2)就学前、小・中学校・高等学校における特別支援教育の充実

- 個別の教育支援計画の作成・活用を促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成するために」等を活用し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について作成・活用への助言を行いました。
- これらの取組により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成率は、2012(平成 24)年度の小学校 78%,中学校 78%,高校 6%から、2016(平成 28)年度には小学校 85.3%,中学校 85.4%,高校 29%に向上しました。

(3)交流及び共同学習の推進

- 各特別支援学校が、周辺地域の学校及び幼稚園等との学校間交流や、周辺地域の住民や各種団体との交流活動を実施しました。
- 今後も、共生社会の形成に向けた重要な取組として、交流及び共同学習の一層の推進を図っていく必要があるとともに、設置者との更なる連携も求められています。

(4)教員の専門性の向上

- 特別支援学校教員免許法認定講習会の定員数を増やしたことで、受講者が増加したことから、特別支援学校教諭免許保有率が上昇しています。特別支援教育の充実に向け、当該免許状を取得していない教員に対し、引き続き、免許取得を促進していく必要があります。
- インクルーシブ教育システムの理念に基づき、各学校等において、発達障害を含めた特別な教育的支援を必要とする一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実と、それを支える教員の専門性を向上させる必要があります。

(5)関係機関との連携による特別支援教育の総合的な推進

- 個別の教育支援計画作成は、学校と市町村教育委員会、福祉、医療機関等が連携するために重要な役割を果たすことを研修会等で丁寧に周知してきたところ、作成率が向上しました。引き続き、研修会や地区代表者会などの機会をとらして、個別の教育支援計画の活用について周知を図っていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|---|----------|-------|---------|
| 県立特別支援学校高等部の新卒生徒の就職率 | 22% | 40.0% | 33.5% |
| 一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じ、関係機関が連携して適切な指導を行うための「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合 | 小 78% | 小 90% | 小 85.5% |
| | 中 78% | 中 90% | 中 87.8% |
| | 高 6% | 高 30% | 高 22.6% |
| 小・中・高等学校の全教員について、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合 | 小 72% | 小 90% | 小 86.1% |
| | 中 58% | 中 90% | 中 67.4% |
| | 高 46% | 高 90% | 高 58.9% |

基本方針 6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組めます (教育環境づくり)

(1)教員の指導体制の充実

- 小学校 1、2 年生は 30 人学級、小学校 3 年生から中学校 3 年生までは 35 人学級とする本県独自の少人数学級編制は、2014(平成 26)年度に全学級において実現しました。
- 2014(平成 26)年度からは、チームティーチングや習熟度別学習などに係る教員の少人数指導加配によりきめ細かな指導を推進しています。
- いじめ・不登校への指導・支援など従来からの課題に加え、2020(平成 32)年度から全面実施となる小学校での外国語教育の教科化など、学校現場が抱える複雑化・多様化する諸課題に対応していく必要があります。

(2)学校運営システムの充実

- 学校評価や学校関係者評価が各校に位置付き、評価結果を学校運営に生かす取組が広がり、2017(平成 29)年度における教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価の実施率は 100%となりました。
- 新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の趣旨を生かしたカリキュラム・マネジメントを推進するとともに、市町村教育委員会と連携し、教職員・コーディネーター・ボランティア等を対象とした研修の充実により、コミュニティ・スクールの拡大を図る取組を進めていく必要があります。

(3)学校施設の充実

- 県立学校、市町村立小・中学校などにおいて計画的に耐震化事業を進めて、2017(平成 29)年度末には校舎等の構造体の耐震化と吊り天井等の落下防止対策は全て完了しました。
- 県立学校では、校舎等の改築等に合わせてバリアフリー化、太陽光発電設備、冷房設備の設置を進めています。
- 認定こども園の耐震化を推進するため、耐震改修の経費を補助しています。

(4)安全・安心な教育環境の確保

- 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、登下校時を中心とした子供の安全を確保する取組として、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守り活動が行われました。
- 市町村（組合）教育委員会が行うスクールガードリーダーの委嘱や学校安全ボランティアの養成、学校の安全体制への指導・助言等を行うとともに、警察や関係機関と連携を図り、連絡協議会を開催し、不審者情報の共有や子供を犯罪から守る対策等に取り組みました。

(5)就学の奨励

- 家庭の教育費負担の軽減を図るため、高等学校の授業料に充てるための高等学校等就学支援金等の支給を行いました。
- 全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、引き続き、就学支援金制度等の就学支援に努めていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|------------------------------------|----------|---------|-----------|
| 教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価を実施※100%実施済み | 小 88% | 小 95.0% | 小 (100%) |
| | 中 86% | 中 95.0% | 中 (97.5%) |

基本方針 7 すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある
学校づくりの実現を目指します (質の高い教育)

(1)優れた人材の確保と教員の適正配置

- 質の高い学習を実現するために必要な、教員の資質能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を、継続的に支援するための仕組みを構築してきました。
- 教員の大量退職時代を迎え、年齢構成バランスを考慮した、長期的・計画的な展望を持ち、優秀な人材の安定的確保に努める必要があります。

(2)免許更新制の円滑な実施

- 教員免許の更新が円滑に行われ、授業に支障が生じないよう更新講習の認定状況等について、各学校及び関係機関に毎月通知するとともに、県ホームページで周知を図りました。
- 2019(平成 31)年度末をもって認定こども園への移行に関する特例期間が終わり、2020(平成 32)年度から保育士資格と幼稚園免許の両方が必要となるため、幼稚園免許の保有状況について設置者が確認していく必要があります。

(3)教員の資質能力・実践的指導力の向上

- 総合教育センターを中心に、教員がキャリアステージに応じて習得すべき能力を示したやまなし教員等育成指標を策定し、研修体系の見直しを図りました。
- やまなし教員等育成指標に示す各キャリアステージに、十分に応じることのできる研修を企画・運営する必要があります。

(4)異校種間交流・連携の促進

- 2014(平成 26)年度から2017(平成 29)年度まで身延高等学校、身延中学校及び南部中学校において、連携型中高一貫教育に関する連携事業を試行的に実施してきました。また、小・中学校においても、小中一貫研究協議会において、先進事例や研究者からの指導助言を基に、効果的な連携について研究を進めてきました。
- 今後は、小・中学校の 9 年間の連続した学びを考慮した教育課程の研究や、全国学力・学習状況調査の結果等の分析等を基にし、より効果のある連携を目指した研究が必要となります。

(5)魅力と活力ある高等学校づくりの推進

- 「県立高等学校整備基本構想」に基づき、2019(平成 31)年 4月に身延高等学校への連携型中高一貫教育を導入する予定です。また、2020(平成 32)年 4月に峡南地域の市川高等学校、増穂商業高等学校、峡南高等学校の 3 校を再編整備した新設校の開校と、甲府工業高等学校全日制専攻科の設置が決定しました。
- 進行する少子化や社会情勢の変化による様々な教育課題に対応するため、高校教育において進路選択を見据えた魅力ある豊かな学びを創出する方策について、引き続き検討する必要があります。

(6)大学等の高等教育の振興

- 県と県内大学、産学官、大学間の連携により、地域で活躍する人材の育成や地域活力の向上を図るための取組を進めてきました。
- 次代の地域産業や社会を担う人材育成のために、引き続き、高校と大学や企業等との連携した取組を推進するとともに、高校生の積極的な参加を促進する必要があります。
- 産学官連携や高大連携の成果を高めるために、高校と大学や企業等が情報交換できる機会を設け、高校のニーズと、大学・企業等の専門分野・領域とを効果的に結び付ける必要があります。

(7)私立学校の振興

- 私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で個性と先進性にあふれた教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行ってきました。
- 私立高等学校に通学する低所得世帯の生徒の保護者の負担を軽減するため、授業料を減免した学校法人に対し補助を行い、低所得世帯の概ね9割の授業料実質無償化を実現しました。
- 少子化の進行に伴う児童生徒数の減少等により、私立学校の経営環境が厳しさを増していく中、建学の精神に基づく特色ある教育活動を提供するためには、引き続き、私学助成その他の総合的支援が必要です。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29実績値 |
|--|----------|-------|---------|
| (独)教員研修センター主催の研修及び県内企業研修に参加した専門学科の教員数（延べ数） | 252名 | 270名 | 221名 |
| 教員や生徒による小・中学生への授業等を実施している高校の割合 | 75% | 90.0% | (75.8%) |

基本方針 8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます
(家庭・地域・学校の連携)

(1) 幼児教育の充実

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することを目標に、取組を進めてきました。
- 保育士・保育教諭・幼稚園教諭が共に学ぶ機会をつくり、資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図りました。
- 2018(平成 30)年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行され、今後は全ての就学前児童が質の高い幼児教育を受けられる総合的な支援体制の整備や、共通の方向性を持って教育・保育にあたることが求められています。

(2) 家庭教育支援の充実

- 「子育て支援リーダー実力アップ講座」を通じ、地域の家庭教育を推進する人材を養成しており、受講者を「子育て支援リーダー」として認定し、各地域・市町村における家庭教育の教育力向上に努めています。
- 学校・家庭・地域の連携の要となる P T A 活動の活性化を図るため、P T A 会長や指導者に対する研修会を実施しました。また、家庭教育の教育力向上に向け、父親を対象にした子育て講座を開講しました。

(3) 地域の教育力の向上

- 放課後の子供たちの、安全・安心な活動拠点となっている「放課後子供教室」は、2017(平成 29)年度末までに、県下 18 市町村 76 教室※が設置されており、地域の協力を得ながら、学習やスポーツ活動の推進が図られています。(※県の補助事業として実施している市町村)
- 放課後子供教室や学校支援地域本部では、取組を支えるコーディネーターや指導員など、専門的知識を持った人材の確保が重要となっています。地域ぐるみで子供たちを育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域が連携して活動を支援するとともに、活動を推進する指導者の養成が必要です。

(4) 社会教育の環境整備

- 社会教育主事講習に職員を派遣し、社会教育指導者としての専門性と資質向上を図ってきました。引き続き、社会教育の指導者に、「ファシリテーター」、「コーディネーター」的役割の重要性について再確認しながら、資質向上のための様々な研修会や講習会を充実させていく必要があります。

(5) 青少年体験活動の充実

- 青少年の豊かな体験活動の内容の充実を図るため、青少年教育施設間の連携を深める取組を進めてきました。今後も引き続き、「山梨県青少年教育施設連携促進ネットワーク協議会」を開催し、各施設が蓄積してきた情報を共有し、施設の効果的な活用を推進していく必要があります。

(6)子供の読書活動支援

- 「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」に基づき、県立図書館での「子ども読書支援センター」を中心に、子供読書オープンカレッジ、指導者養成講座、年代別おはなし会ブックリストの作成や講演会の開催等が行われました。また、家読（うちどく）推進運動として、「家読100選」等を紹介するポップ展を開催し、多数の応募作品をいただきながら、読書に親しむ機会の創出や読書環境の充実についての広報を行いました。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29実績値 |
|--------------------------------------|----------|------|---------|
| 保育所や幼稚園等との子供同士の交流活動と教職員の交流を図った小学校の割合 | 89.6% | 95% | (95.9%) |
| 子育て支援リーダー-実力アップ講座等の修了者数 | 149人 | 350人 | 315人 |

**基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に
取り組みます** **(生涯学習環境づくり)**

(1)多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実

- 生涯にわたり自主的・主体的に学び続けることができるよう、生涯学習推進センターを学びの拠点とし、本県の文化・歴史・自然等をテーマにした講座や小・中学生を対象とした職業体験講座などを提供するとともに、「キャンパスネットやまなし」により県や市町村、大学などの関係機関が連携して講座を提供するなど学習推進体制の充実を図り、多様な学習機会の提供に努めてきました。
- 県立図書館をセンターとした「山梨県図書館情報ネットワークシステム」を運営し、県内の公共図書館、公民館図書室、関係機関等の所蔵資料の書誌データを集積した「総合目録データベース」により、図書資料の所在情報を、インターネットで24時間提供しています。
- 県民のだれもが生涯にわたって質の高い学習ができるよう、引き続き講座の企画運営に外部からの意見を取り入れたり、県民のニーズを把握したりするなど、生涯学習の推進体制の充実・強化を図る必要があります。

(2)生涯学習環境の充実

- 「やまなしまなびネットワークシステム」を通じて学習機会や指導者等の情報を提供し、生涯学習環境の充実に努めてきました。
- 「やまなしまなびネットワークシステム」を改修し、より使いやすくするなど、だれもがいくつになっても学び直ができるよう、多様な学習情報の提供を図る必要があります。

(3)学習成果の活用支援

- 生涯学習推進センターにおいて、県民自らが講座を企画する市民自主企画講座を開催するとともに、ボランティア関係団体と連携して、地域社会で活躍できる人材を育成するための生涯学習成果活用講座を開催し、学習成果を生かす環境づくりに取り組んできました。
- 学習を通じて身に付けた知識や技能、経験などを地域や社会での活動に生かすことができるよう、支援していく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 生涯学習推進センターの利用者数 | 15,997 人 | 17,000 人 | 28,650 人 |
| 山梨県図書館情報ネットワークデータ件数 | 4,747,264 件 | 5,223,000 件 | 5,176,847 件 |

**基本方針 10 県民一人一人が豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます
(文化芸術の振興)**

(1)文化芸術に親しむ機会の充実

- 優れた文化芸術の鑑賞機会や創作活動の場を広く提供し、文化芸術に親しむ取組を進めてきました。
- 県民文化ホールにおいて、文化事業（文化芸術に関する催し・講座、舞台芸術の公演）を実施し、文化芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、県民の文化芸術活動の発表の場として活用するなど、文化芸術活動の振興を図ってきました。引き続き県民文化ホールにおいて、文化事業を実施し、さらなる文化芸術に親しむ機会の充実を図っていく必要があります。
- 文化芸術振興の取組を更に推進するとともに、文化芸術振興を通じた人づくりや地域づくりを進めていく必要があります。
- また、県高等学校芸術文化祭への参加をとおして、文化芸術活動への参加を促進しましたが、在籍生徒数の減少により目標達成は困難な状況となっています。引き続き、生徒の参加意欲の向上に努めていくことが必要です。

(2)文化芸術活動への支援

- 県民総参加による新しい文化の創造と地域間の文化交流を目指す県民文化祭を開催するとともに、文化芸術活動に取り組む若者等の発表及び交流の場を創出するなど、文化芸術活動への支援に取り組んできました。
- 県民文化祭への幅広い年齢層の参加を促進し、県民が行う文化芸術活動の活性化を図る必要があります。

(3)文化財の保存と継承

- 所有者、行政、県民が協調して適切な文化財保護の推進を図ること、文化財の新たな価値を引き出すことを目標に、取組を進めてきました。
- 国・県指定等文化財の件数について、国や関係市町村と連携を密にし、実地調査、国の文化審議会や県の文化財保護審議会での諮問・答申を経て、保護すべき文化財の指定等を進めてきた結果、成果目標は達成できる見込みとなっています。今後は、文化財の保護・保存を前提としながらも、地域振興への活用を含めた積極的な取組への支援や、文化財の防火・防災への対応、災害時等に文化財を救出する体制の構築が求められています。

(4)博学連携の推進【再掲】 基本方針 3 に掲載

＜成果目標（目標となる指標）の状況＞

| 測定指標 | 基準値(H24) | 目標値 | H29 実績値 |
|---|-----------|-----------|-----------|
| 県民の文化芸術活動の発表及びその鑑賞の場である県民文化祭への参加者数 | 241,796 人 | 245,000 人 | 226,883 人 |
| 文化部の活動を充実させるために行われている高校芸術文化祭への参加人数（延べ数） | 23,000 人 | 24,000 人 | 20,459 人 |
| 2014(平成 26)年度以降、新たに指定となった県内の国・県指定文化財の件数 | - | 25 件 | 26 件 |

第4章 本県教育の目指す方向

新やまなしの教育振興プランでは、「未来を拓く『やまなし』人づくり」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

山梨県教育振興基本計画の策定に当たっては、第3期国教育振興基本計画、県ダイナミックやまなし総合計画及び、新やまなしの教育振興プランの現状と課題を踏まえ、基本理念を次のとおり改訂します。

1 基本理念

学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり

「学び続ける人」を育てます

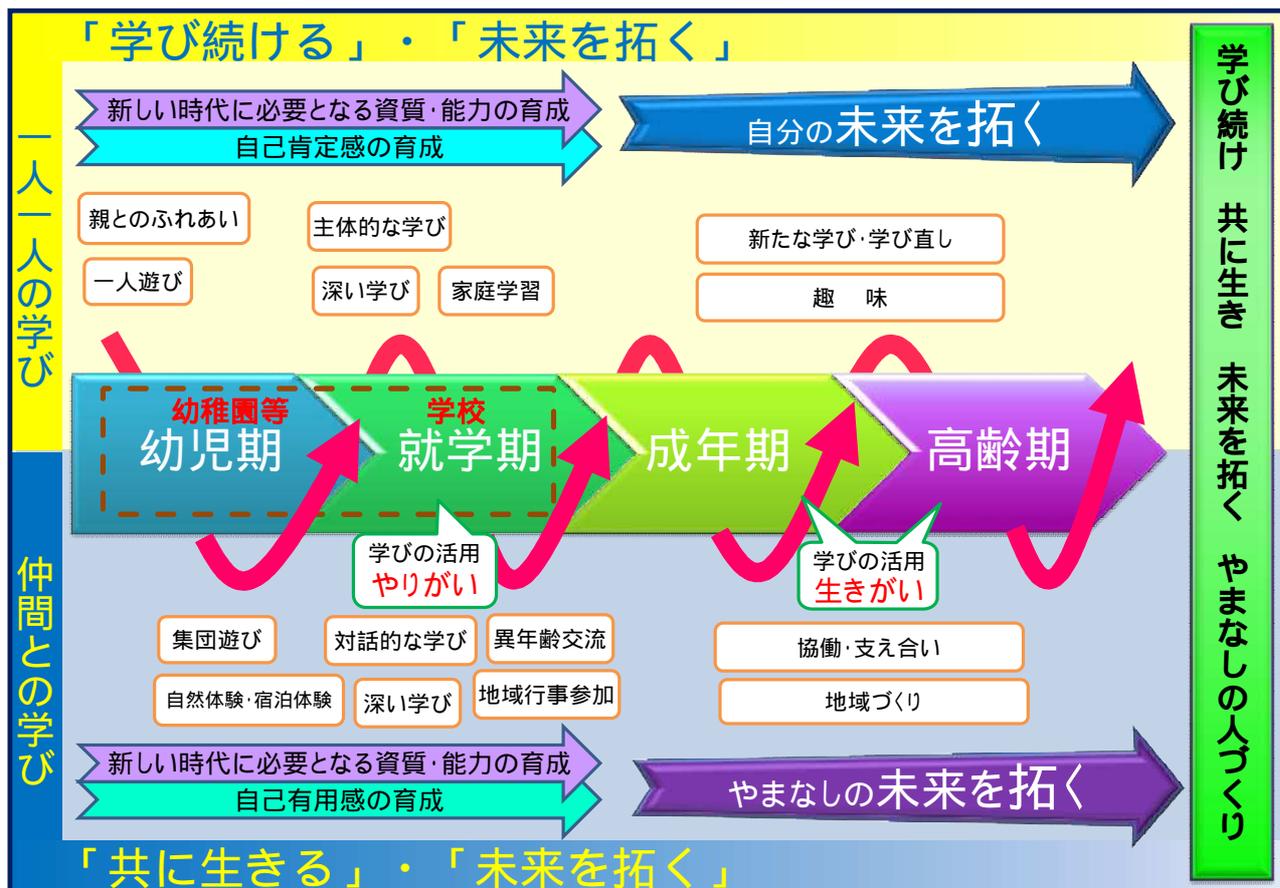
- 一人一人が夢と志を持ち、それぞれの個性や新しい時代に必要となる資質・能力を最大限に伸ばし、社会的・職業的に「自立」とともに、自己実現に向けて学び続ける姿を目指します。
- 生涯を通じて健康で、多様な学びの機会と社会参加の機会を楽しみ、生きがいとする姿を目指します。

「共に生きる人」を育てます

- 本県の豊かな自然、歴史、伝統・文化、産業を学び、世界に目を向け、他者との「協働」により、持続可能な地域社会づくりを牽引する姿を目指します。
- 個人や社会の多様性を尊重し、性別、世代、価値観などの違いを越えて、全ての人々が互いに学び合い、高め合い、支え合う姿を目指します。

「未来を拓く人」を育てます

- 夢と志を持ち、やりがいや生きがいを持ちながら学び、新しい価値の「創造」に向けて、たくましくしなやかに未来を拓く姿を目指します。



* 「新しい時代に必要な資質・能力」

生きて働く「知識・技能」

未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」

学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養等」

基本理念の実現を目指し、あらゆる分野・世代の教育力を結集し、やまなしならではの特色あふれる未来志向の教育施策を積極的に推進するため、その教育振興に向けた基本目標を次のとおり設定します。

2 基本目標

基本目標

「生きる力」を育む質の高い教育の実現

子供の「生きる力」を最大限に伸ばし、夢に向かい粘り強く努力するとともに、持続可能な社会を創り出す姿を目指し、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

【基本方針】

1. バランスのとれた知・徳・体を育成します
2. ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します
3. 学校・家庭・地域による教育を推進します

基本目標

人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

生涯を通じて、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるよう努め、併せて、県民が健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ及び文化芸術にふれあい親しむ機会の充実を図ります。

【基本方針】

1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します
2. 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます

基本目標

だれもが安心して学べる教育環境の整備

だれもがあらゆる機会にあらゆる場所で学べるよう学びの機会の充実を推進します。また、子供たちが安心して質の高い教育を受けられるよう、キャリアステージに応じた研修による教員の資質向上、子供と向き合う心や時間のゆとりの確保に努めます。

【基本方針】

1. 質の高い教育のための環境整備に努めます
2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

3 施策体系

基本
理念

学び続け
共に生き
未来を拓く
やまなしの人づくり

| 基本目標 「生きる力」を育む質の高い教育の実現 | |
|----------------------------------|------------------------|
| 基本方針 | 施策項目 |
| 1. バランスのとれた知・徳・体を育成します | (1) 確かな学力の育成 |
| | (2) 豊かな心の育成 |
| | (3) 健やかな体の育成 |
| | (4) 幼児期における質の高い教育の推進 |
| 2. ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します | (1) グローバルに活躍する人材の育成 |
| | (2) キャリア教育の推進 |
| | (3) イノベーションを牽引する人材の育成 |
| | (4) 大学等の高等教育の振興 |
| | (5) スポーツ・文化芸術分野の人材育成 |
| 3. 学校・家庭・地域による教育を推進します | (1) 家庭・地域の教育力向上 |
| | (2) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進 |

| 基本目標 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開 | |
|------------------------------|----------------------------|
| 基本方針 | 施策項目 |
| 1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します | (1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進 |
| | (2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進 |
| 2. 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます | (1) 社会人の学び直しの支援 |
| | (2) 障害者の生涯学習の推進 |

| 基本目標 だれもが安心して学べる教育環境の整備 | |
|-------------------------|-----------------------|
| 基本方針 | 施策項目 |
| 1. 質の高い教育のための環境整備に努めます | (1) 学校における働き方改革の推進 |
| | (2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実 |
| | (3) ICT 活用のための基盤整備 |
| | (4) 安全・安心で質の高い教育環境の整備 |
| 2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります | (1) 全ての子供の教育機会を保障する支援 |
| | (2) 多様性を包み込む教育の推進 |